

こうとうがっこうせい と つうがく ひ ほ じょ きん し きゅう  
**高等学校生徒通学費補助金【支給】**

ない ぶつ  
 内 容 多額の通学費を負担されている高校生の保護者の方に、通学費の一部を補助します。

たい しょう しゅ  
 対 象 者 府内の公立又は私立高等学校に在学する生徒の保護者の方で、京都府内に居住し、次の①～③いずれにも該当される方  
 ① 生活保護法による生業扶助（通学のための交通費）を受給されていない方  
 ② 次のア又はイに該当の方  
 ア 生徒本人と生計を一にする世帯全体の前年の所得が、次の別表1又は別表2（公立高校に在学する生徒の保護者の方は【公立高校】、私立高校に在学する生徒の保護者の方は【私立高校】）の所得基準額以下の方  
 イ 生徒本人と生計を一にする世帯全体の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額（以下「世帯全体の住民税」といいます。）が非課税の方

別表1

世帯人員	所得基準額
3人以下	6,749,000円
4人	6,962,000円
5人	7,175,000円
6人	7,388,000円
7人以上	7,388,000円 + 213,000円 / 1人増

別表2

【公立高校】

世帯人員	所得基準額
1人	1,460,000円
2人	2,060,000円
3人	2,760,000円
4人	3,230,000円
5人	3,590,000円
6人	4,060,000円
7人以上	4,060,000円 + 470,000円 / 1人増

▶ 上記の所得金額に次のそれぞれの額を加算した額となります。

- 1 母子・父子世帯 280,000円
- 2 障害者1人につき 320,000円
- 3 長期療養者で療養のために経済的に特別な支出をされている場合、その金額

【私立高校】

世帯人員	所得基準額
2人以下	3,001,000円
3人	3,347,000円
4人	3,571,000円
5人	3,785,000円
6人	3,969,000円
7人以上	3,969,000円に世帯人数が6人を越えて1人増すごとに162,000円を加えた額

③ 1ヶ月の通学費負担が次の金額を超えている場合

- ▶ 上記「別表1」に該当・・・22,100円
- ▶ 上記「別表2」に該当・・・17,000円
- ▶ 世帯全体の住民税が非課税・・・10,000円

※ 専修学校の高等課程に在学されている方は支給対象外となります。

支給額	<p>(1年間の定期券等購入額－(22,100円、17,000円又は10,000円)×定期券等購入月数)×1/2</p> <p>例1) 1年間の定期券等購入額 275,000円 「別表1」に該当の場合 (275,000円－(22,100円×11ヶ月))×1/2=15,950円 1年間で15,000円の補助となります。(千円未満切り捨て)</p> <p>例2) 1年間の定期券等購入額 220,000円 「別表2」に該当の場合 (220,000円－(17,000円×11ヶ月))×1/2=16,500円 1年間で16,000円の補助となります。(千円未満切り捨て)</p> <p>例3) 1年間の定期券等購入額 165,000円 世帯全体の前年の住民税非課税に該当の場合 (165,000円－(10,000円×11ヶ月))×1/2=27,500円 1年間で27,000円の補助となります。(千円未満切り捨て)</p>
申請時期	原則6～7月(8月以降に引越等で支給対象となられた場合は随時受け付けます。)
支給時期	4月～9月分、10月～3月分と年2回支給します。 支給時期については、事務手続きの時期により異なります。
申請手続	<p>申請書に必要事項を記入し、次の①、②を添付して、在学されている学校に提出してください。</p> <p>① 所得に関する証明書</p> <p>② 券面(金額が表示されている面)のコピー 定期券の購入による申請・・・定期券の券面コピー 回数券の購入による申請・・・回数券の領収書</p> <p>※ どちらも令和2年4月1日以降に購入されたものが対象になります。</p> <p>▶申請書は、学校で配布します。</p>
問い合わせ先	くわしくは、在学されている高等学校にお問い合わせください。
備考	<p>〈府庁担当課〉 公立高校：京都府教育庁指導部高校教育課 (TEL075-574-7516)</p> <p>私立高校：京都府庁文化スポーツ部文教課 (TEL075-414-4517)</p>

## 第7編

高校生等のために